

令和2年4月1日から工事の成果品及び委託業務の成果品について、電子納品化を試行します。

対象工事等について

令和2年4月1日以降に予定価格を積算し、競争入札(総合評価方式を含む。)により契約を締結する工事(建築工事並びにそれに附帯する設備工事等も含む。)及び工事に係る委託業務

対象金額について

電子納品の対象となる工事及び委託業務の金額は、次のとおりです(金額は設計金額)。ただし、建築委託の設計図、小額工事を除く建築工事の竣工図、土質調査の成果品は、金額に関わらず電子納品の対象です。

工 事	委 託
試行期間 令和2年度:1億円以上 令和3年度:5,000万円以上 令和4年度:1,000万円以上 (2,500万円以上)※ 本格期間 令和5年度:1,000万円以上 (2,500万円以上)※ ※()は企業局水道・ガス	試行期間 令和2年度:50万円以上 本格期間 令和3年度:50万円以上

対象項目について

電子納品の対象項目は、次のとおりです。

工 事	図面、完工写真などすべて ※建築工事の写真は対象外 ※企業局水道・ガスは完工写真のみ	大津市電子納品ガイドライン[工事編]	大津市電子納品ガイドライン[営繕編]
委 託	基準点成果、設計データなどすべて	大津市電子納品ガイドライン[委託業務編]	

※試行期間中は、工事・委託業務とも電子成果品と紙ベースの成果品の両方を納品していただきますので、ご協力をお願いいたします。